

**中小企業緊急雇用安定助成金**

現在、多くの中小企業で活用されている助成金です。詳細は当事務所へ！

従来の雇用調整助成金制度を見直し、中小企業緊急雇用安定助成金制度を創設  
(平成 20 年 12 月から当面の間の措置である。)

急激な**資源価格の高騰や景気の変動などの経済上の理由**による企業収益の悪化から、生産量が減少し、**事業活動の縮小**を余儀なくされた中小企業事業主が、その雇用する労働者を一時的に**休業、教育訓練または出向**をさせた場合に、休業、教育訓練または出向に係る手当若しくは賃金等の一部を助成します。

**■従来の雇用調整助成金制度との違い**

	雇用調整助成金	中小企業緊急雇用安定助成金
生産量要件	最近 6 ヶ月間の月平均値が前年同期に比べ 10%以上減少していること	最近 3 ヶ月間の月平均値がその直前 3 ヶ月又は前年同期に比べ減少していること。 (前期決算等の経常利益が赤字であることが必要。ただし、生産量が 5%以上減少している場合は、赤字であることの確認は不要)
雇用率要件	最近 6 ヶ月間の月平均値が前年同期に比べ増加していないこと	雇用率要件は廃止
助成率	3分の2	5分の4
教育訓練費	1人1日 1,200円	1人1日 6,000円
支給限度日数	対象被保険者数×150日分	対象被保険者数×

**■景気の変動などに伴う経済上の理由とは**

「経済上の理由」とは、景気の変動及び産業構造の変化並びに地域経済の衰退、競合する製品・サービス（輸入を含む）の出現、消費者物価、外貨為替その他の価格の変動等の経済事情の変化を指すので、以下に掲げる理由等による事業活動の停止又は縮小はこの助成金の対象とはなりません。

- ①例年繰り返される季節的変動によるもの
- ②事故又は災害により施設又は設備が被害を受けたことによるもの
- ③法令違反若しくは不法行為又はそれらの疑いによる行政処分又は司法処分によって事業活動の全部又は一部の停止を命じられたことによるもの（事業主が自主的に行なうものを含む。）

**■事業活動の縮小とは**

この助成金の支給を受ける前提となる「事業活動の縮小」とは、以下の要件を満たしている必要があります。

- ①生産量などの事業活動を示す指標の最近 3 ヶ月の月平均値がその直前 3 ヶ月又は前年同期と比較して減少していること。
- ②前期決算等の経常利益が赤字であること。(ただし、①において、生産量が 5%以上減少している場合は除かれます。)

**■中小企業事業主とは**

小売業（飲食業を含む）	資本金 5000 万円以下又は従業員 50 人以下
卸売業	資本金 1 億円以下又は従業員 100 人以下
サービス業	資本金 5000 万円以下又は従業員 100 人以下
その他の業種	資本金 3 億円以下又は従業員 300 人以下

※ 手続きは結構面倒です。計画届、給付申請書の手続等は当事務所にお任せください！

**■雇用保険法（改正予定）情報⇒雇用保険法の改正予定箇所**

被保険者期間	雇止めされた有期契約労働者について、被保険者期間 6 ヶ月で受給資格者とする。
特定受給資格者	契約更新が明示されていたにもかかわらず雇止めされた有期契約労働者を特定受給資格者とする（暫定措置）
短時間就労者	通常の労働者より週所定労働時間に短い短時間就労者の適用要件について、「1 年以上雇用見込み」を「6 ヶ月以上雇用見込み」へ要件緩和（週 20 時間以上は変更なし）
延長給付	受給期間満了後の再就職が困難な場合は、個別に、最長 60 日までの基本手当の延長給付が可能に（暫定措置）
再就職手当	「所定給付日数の 3 分の 1 以上かつ 45 日以上 residual 日数」があることとの受給要件を緩和し、「所定給付日数の 3 分の 1 以上」 residual 日数があれば受給要件を満たすこととする。あわせて、給付率についても residual 日数に応じて、 residual 日数が 3 分の 2 以上の場合には 50%、3 分の 1 以上の場合には 40% に引き上げる（暫定措置）
常用就職支度手当	「40 歳未満の者」についても支給対象とし、給付率を 40% に引き上げる（暫定措置）
育児休業手当	育児休業基本給付金および育児休業者職場復帰給付金を統合して、育児休業中にすべて支給する。
雇用保険率	平成 21 年度は、0.4% の引下げ

※ 「暫定措置」は平成 21 年度から 3 年間の措置、「意気地休業手当」は平成 22 年度からの恒久措置となる予定。

